

東大阪市みどりのサポーター事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、多様な主体の協働によるみどりのまちづくりの推進の一環として、東大阪市みどり景観課が所管する花壇及びプランター（以下「花壇等」という。）の維持管理作業において、企業及び団体（以下「企業等」という。）の協力を得て、四季折々の草花を植栽し、及び育成することにより、市民に潤いとやすらぎのある環境を与え、地域の環境美化に資する事業（以下「みどりのサポーター事業」という。）を行うことを目的とする。

（事業内容）

第2条 市長は、本市が行う花壇等の設置及び維持管理において、賛同する企業等に対し、活動場所を提供し、協力し合いながら前条に規定する目的に適う花壇等の維持管理を行うものとする。

（企業等の協力内容等）

第3条 協力内容は、灌水、除草、花殻摘み及び定期的な花の植替えを基本とし、市長と企業等が協議を行い決定するものとする。

2 協力期間は、次条の規定による覚書を締結した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、協力期間が満了する日の1月前までに企業等が異議を述べない場合は、引き続き協力期間を翌年度の末日まで延長するものとし、以降も同様とする。

（協力手続き）

第4条 みどりのサポーター事業に参加しようとする企業等は、市長と別紙様式による覚書を締結するものとする。

2 市長は、企業等が覚書により定められた協力内容を履行しないとき又は協力内容の範囲を逸脱したと認めるときは、これを是正するために必要な指導及び助言をすることができる。

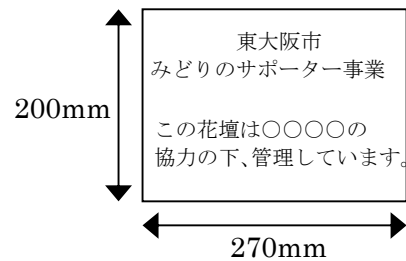
（看板の掲示）

第5条 市長は、前条の覚書を締結した企業等（以下「サポーター」という。）が活動する区域内の花壇等に、サポーターの名称等を記載した看板を掲示することができる。

2 サポーターは、前項の規定により市長が掲示する看板を管理しなければならない。

3 第1項の規定により掲示する看板は、次のとおりとする。

< 掲示する看板 >



(資材の貸与)

第6条 市長は、サポーターに対し、花壇等の維持管理に必要な資材を貸与することができる。

(サポーターの責務)

第7条 サポーターは、第3条の規定により決定した協力事項について、適格かつ良好に履行しなければならない。

2 サポーターは、管理活動に係る安全対策を行うものとし、活動中に生じた事故及び第三者との紛議については、サポーターの責任において処理することとする。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は平成25年11月29日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は令和7年2月3日から施行する。